３　（略）

４　港湾保全政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務のうち港湾の施設及び航路の改良及び維持並びに既存の港湾施設の活用の促進に係るものの企画及び立案、調整並びに指導に関すること（積算基準及び施工基準に関すること並びに海洋・環境課並びに港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

５～12　（略）

13　港湾工事高度化指導官は、港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務のうち工事に関する技術の高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

14・15　（略）

（騒音防止技術室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、騒音防止技術室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官それぞれ一人を置く。

２　騒音防止技術室は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害の防止及び軽減に関する技術に関する事務をつかさどる。

３　騒音防止技術室に、室長を置く。

４　空港経営改革推進室は、空港等の管理における民間の能力の活用の推進に関する事務（安全部並びに他課及び空港運営権企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５・６　（略）

７　地域振興・環境調整官は、命を受けて、次に掲げる重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。

二　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。

８　空港周辺地域活性化推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関する企画及び立案に関すること。

二　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する対策に関する事業の事業計画及び実施に関する事務で特定事項に関すること。

９　空港運営権企画調整官は、命を受けて、空港等に係る公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）の設定に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　（略）

４　港湾保全政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務のうち港湾の施設及び航路の改良及び維持並びに既存の港湾施設の活用の促進に係るものの企画及び立案、調整並びに指導に関すること（積算基準及び施工基準に関すること並びに海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

５～12　（略）

（新設）

13・14　（略）

（空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官それぞれ一人を置く。

（新設）

２　空港経営改革推進室は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の管理における民間の能力の活用の推進に関する事務（安全部並びに他課並びに空港運営権企画調整官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３・４　（略）

（新設）

５　空港運営権企画調整官は、命を受けて、空港等に係る公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）の設定に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに他課並びに近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。